

日本の相続法における相続回復請求権に関する研究

餅 川 正 雄*

概 要

本研究は、我が国の民法884条「相続回復請求権」の法的性質について考察するものである。具体的には、第一に、「相続回復請求権の法的性質は、個別の物権的請求権と異質のものであるのか？」について検討する。筆者は「特別な請求権というものは存在しない」という見解を支持している。その理由は、民法の相続回復請求権の規定は、適用範囲が狭いことから、その存在意義は希薄なものと言えるからである。個々の財産を基準にした物権的請求権が存在するに過ぎないと考える方が現実的でもある。権利・法律関係が相続によって取得され、しかも、その相続関係について表見相続人が侵害しているとして、「真正相続人」が主張する極めて稀なケースを、相続回復請求権が行使されたケースと解釈すべきではないだろうか。

第二に、「相続回復請求権に5年という短期の消滅時効期間が設けられている理由はどこにあるのか？」について考察する。消滅時効については、相続回復請求権は包括的権利であり、それが行使されると急激に広範な権利関係の変動を起こす原因となるため、「浮動的な権利関係を早期に確固たるものにする要請がある」という正当化がされている。しかし、「請求権が5年で時効消滅するということは、相続回復請求制度の趣旨に反するのではないか？」という疑問が生じる。なぜならば、時効消滅の適用は、相続回復制度の核心である真正相続人の保護にならないからである。

第三に、「相続回復請求権は、共同相続人が他の共同相続人の相続権を侵害する形で占有がなされる場面でも適用されるのか？」という問題を検討する。筆者は、共同相続人の相互における相続持分権の侵害排除、回復を求める請求については、共同相続人が善意・悪意、有過失・無過失を問わず、民法884条は適用されないという見解を支持する。

キーワード：真正相続人、表見相続人、物権的請求権、独立権利説、集合権利説

目 次

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1. はじめに | 7.4 相続税の申告と納税の時効 |
| 2. 問題の所在 | 8. 相続回復請求権の法的性質についての考察 |
| 3. 研究の視座 | 8.1 相続回復請求権の典型例 |
| 4. 研究の前提 | 8.2 独立権利説 |
| 5. 相続回復を巡る原告と被告の主張 | 8.3 集合権利説 |
| 6. 物権的請求権 | 9. 共同相続人間で相続権の侵害がある事例の考察 |
| 6.1 返還請求権 | 9.1 相続権を侵害する形で占有される事例 |
| 6.2 妨害排除請求権 | 9.2 第三者が消滅時効を援用できない事例 |
| 6.3 妨害予防請求権 | 10. 相続回復請求の請求権者と請求の相手方についての考察 |
| 7. 相続についての期限・時効 | 10.1 相続回復請求の請求権者 |
| 7.1 相続放棄・限定承認の期限 | 10.2 相続回復請求の相手方 |
| 7.2 遺留分額請求権の時効 | 10.3 判例（最大判昭53・12・20民集32巻9号1674頁）の解釈 |
| 7.3 遺産分割請求権の時効 | 11. 相続回復請求権の消滅についての考察 |
| | 11.1 相続回復請求権の消滅時効 |

* 広島経済大学経営学部経営学科教授

- 11.2 消滅時効の正当性
- 11.3 消滅時効の起算点
- 12. おわりに

1. はじめに

本研究の主題である「相続回復請求権は、相続法の分野におけるアポリアといわれる難問である」と言われている（門広乃里子，2000，p. 1）。本研究は、この相続回復請求権という権利が如何なるものであるのかを明らかにすることを目的としている。講学上は、相続回復請求権は、相続人の相続権が侵害されている場合に、侵害された相続人が妨害を排除し、相続の回復を請求する権利であり、「相続のやり直し」、つまり相続財産の取戻しを請求する権利であると説明されている（床谷文雄他『新プリメール民法5 家族法』法律文化社，2018，pp. 130-131）。具体的に相続回復請求権の行使されるのは、どのようなケースが想定できるのだろうか。例えば、次の表1に示したケースが考えられる。

表1 相続回復請求権の行使が想定されるケース

①	相続人の一人が、何らかの事情で相続人から除外されていたことに気付く
②	法律上、相続人になれない人が、違法に相続財産を占有支配している
③	実際には真実の親子関係が存在しないにもかかわらず、子としての相続資格を主張し遺産を占有している
④	他の共同相続人が、本来の相続分を越えて相続財産を占有している

*筆者作成

表1に示したケースでは、相続人はその財産を引き渡すよう請求する権利があり、これを「相続回復請求権」と呼んでいる。しかし、相続の実務を考えると、そのようなケースは殆ど在り得ないし、あっても極めて稀なケースであると言える。

本研究では、民法884条に規定されている「相

続回復請求権」の本質について考察する。本質にアプローチするというのは、相続回復の請求権は如何なる趣旨の制度であるのか、存在意義はどこにあるのかを明らかにすることである。現行の民法884条では、「権利」とであると定めているが、5年という短い期間で請求権が消滅時効にかかるため、むしろ相手方（=いわゆる自称相続人）に、このような権利は時効でなくなっていると主張する根拠を与える条文になっていると言えるからである。そこで、その権利の内容については、解釈によって決めなければならない訳であるが、これに関する学説は、集合権利説と独立権利説に大別することができる（門広乃里子『相続回復請求権』一粒社，2000，p. 3）。

歴史を紐解くと、旧民法（ボアソナード民法）の時代には、消滅時効の期間は「30年」とされていた。この期間は占有者による取得時効や即時取得が排除されており、まさしく真の相続人の権利保護のための仕組みであったと言える。そして、明治民法（第二次大戦後に改正される前の民法）においては、消滅時効の期間制限が現在と同じ、「5年間」に変更されたが、この規律の対象は家督相続人の法的地位（戸主権）であり、家督相続人の法的地位の早期安定という観点から期間制限を短期化していると説明されていた¹⁾。周知のとおり、第二次大戦後、1947（昭和）22年に改正された民法884条は、家督相続の規定は排除された訳である。しかし、相続回復請求権の期間制限については、特段の検討がされないまま「5年間」という期間制限が現在まで継続している（窪田充見『家族法〔第3版〕』有斐閣 p. 525）。

民法884条

相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって

消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

そもそも民法884条は、「何を定めているのか？」という本質について、一致した見解は存在しない。884条の規定がどのような紛争に適用されるかを巡って学説・判例が分かれている状態にある。多数説によれば、相続回復請求権の法的性質は、旧民法の家督相続（回復）請求権のように地位を回復する「形成訴訟（＝既存の法律関係の変動をもたらす法律要件が満たされることを主張し、その変動を宣言する判決を求める訴えを指す）」ではなく、相続財産を回復する「請求訴訟」であると解されているところである。

2. 問題の所在

1898（明治31）年から1948（昭和23）年まで50年続いた「家督相続」の場合、家督相続人は財産（＝家督）だけでなく、戸主としての地位（＝戸主権）も承継するものであった。法定家督相続人（＝戸主の地位を引き継ぐ人）は、原則として相続放棄は認められなかった。しかし、現行の相続法においては家督相続が廃止されて、被相続人（故人）の財産の承継のみを規律している。

そこで、第一に、「相続回復請求権の法的性質は、個別の物権的請求権と異質のものであるのか？」ということが問題になる。これについては、本論で考察する「独立権利説（少数説）」と「集合権利説（多数説）」の基本的な対立があるが、その違いはどこにあり、何が争点になっているかを明らかにしたい。

第二に、「相続回復請求権に5年という短期の消滅時効期間を正当化する理由があるのか？」という問題がある。明治民法においては、財産だけでなく戸主という地位も承継するという家督相続制度の特殊性を理由として、5年の時効

期間が定められていた訳である。しかし、1947（昭和22）年に家督相続制度が廃止されたことから、改めて正当化の理由が問われるということである。民法167条（債権等の消滅時効）の規定により、所有権は時効消滅しないことから、所有権に基づく物権的請求権も消滅時効にかからないとされている。その一方で、相続回復請求権が短期に消滅すると規定していることに矛盾があるのではないかという疑問がある。

第三に、「相続回復請求権は、真正相続人（原告）と表見相続人（被告）が相続人としての地位を争う場面だけでなく、共同相続人が他の共同相続人の相続権を侵害する形で占有がなされる場面でも適用されるのか？」という問題がある。家督相続の場合は単独相続であるため、原告と被告が唯一の家督相続人としての地位を争う場面で適用されることは明らかであった訳である。家督相続がなくなった現代において、共同相続人の中の争いで「相続回復請求権の行使は不要ではないのか？」という疑問がある。なぜならば、所有権に基づく物権的請求権を行使すればよいと考えられるからである。

3. 研究の視座

筆者の研究の基本的な視座は、一般の国民の立場である。換言すれば、身近な相続の諸問題について遺産を相続する人、つまり「相続人（heirs）」の観点から考えるということである。具体的には、次の三つの視点から考察する。第一に「被相続人（故人）の最終意思を尊重していると言えるのか？」、第二に「相続人間で公平と言える遺産相続が実現できるのか？」、第三に「法的に安定した遺産相続になっているのか？」という視点である。遺産相続について考える視点としては、「被相続人」・「相続人」・「第三者」という三つがある。この三つの中で筆者が最も重視しているのは、「相続人の立場」である。その理由は、相続人同士の利害の衝突す

る複雑な相続関係の状況においても、究極の目標である「円滑な遺産の承継を達成したい」というのが各相続人の願いだと考えられるからである。そこで、本研究においては、相続人の立場から判例や典型的な具体例などを基にして考察することで、相続回復請求権の本質にアプローチする手掛かりを得られるのではないかと考えている。

4. 研究の前提

本研究で使用する「相続人」について、次の表2に列挙した6つの用語について整理しておきたい。

① 法定相続人

周知のとおり、誰が相続人となるのかについては、民法の第五編第二章（886条～895条）に規定されている。法定相続人とは、この規定によって相続人となる者のことである。法定相続人には、「①配偶者相続人」と「②血族相続人」の二種類がある²⁾。

② 共同相続人

「共同相続人」とは、相続人が複数人いる場合に、遺産分割前の相続財産を共有している状態の相続人のことである。共同相続人は法定相続人であることが原則である。例外として表3に示す相続人は、法定相続人であっても共同相続人とはならない。

③ 推定相続人

表3 法定相続人の中で共同相続人にならない者

(1) 法定相続人が一人しかいない場合のその相続人
(2) 相続放棄をした相続人
(3) 遺言証書によって特定の財産を単独で相続した相続人
(4) 遺言証書によって全財産を取得することとなった相続人
(5) 遺産分割によって相続財産を単独で所有している相続人

*筆者作成

「推定相続人」とは、相続が発生したときに、相続人になる可能性の高い人のことであり、相続開始前の相続人のことである。推定相続人とは、いま現在生きている人物が、急に死亡したと仮定して、現時点で相続人に該当すると推定される人のことである。そして、実際に相続開始後においては、法定相続人ということになる。相続が発生すると、故人の一切の権利義務が相続人に承継される。逆に言えば、相続が発生するまでは何も承継しない（＝権利を持たない）ということである。

④ 真正相続人

「真正相続人」とは、相続する権利をもつ「本当の相続人」のことである。本来であれば相続できる権利をもっているにも関わらず、表見相続人による相続権の侵害によって、本来であれば相続することのできる遺産の占有を失ってい

表2 本研究で使用する相続人

① 法定相続人	民法が定めている「配偶者相続人」と「血族相続人」の二種類の相続人のこと
② 共同相続人	相続人が複数人いる場合に、遺産分割前の相続財産を共有している状態の相続人のこと
③ 推定相続人	相続が発生したときに、相続人になる可能性の高い人で、相続開始前の相続人のこと
④ 真正相続人	相続する権利をもつ「本当の相続人」のこと
⑤ 表見相続人	戸籍上は相続人としての権利を持っているように見えるが、相続欠格や相続廃除などによって、実際には相続権をもっていない「偽物の相続人」のこと
⑥ 僭称相続人	「自称相続人」のことで、表見相続人と同義で偽物の相続人である

*筆者作成

る者のことである。真正相続人（＝真実の相続人）は、表見相続人（＝真正相続人でない者）に対して、自己の相続権を主張して、相続財産の返還を請求することができる訳である。この請求権のことを「相続回復請求権」と呼んでいる。

⑤ 表見相続人

「表見相続人」とは、どのような人のことかについて整理しておきたい。法定相続人の中でも、相続権そのものを剥奪される場合があるという前提がある。表見相続人とは、戸籍上は相続人としての権利を持っているように見えても、実際には相続権を有していない者のことである。換言すれば、表見相続人とは、真実は相続権がないにもかかわらず、「自分は相続人である」と称して遺産を占有している「偽物の相続人」のことであると言える。

表見相続人に該当する代表的な例として、「相続欠格」と「相続廃除」がある³⁾。

他にも、相続人自らの意思によって「相続放棄」を選択した者も表見相続人に該当する。これ以外にも、極めて稀な例とも言えるが、次の表4に示したような者も表見相続人になり得る。

⑥ 僭称相続人

相続権を僭称（せんしょう）する者も存在する。僭称とは、身分制度のある社会において、本人の身分を越えた地位、称号を名乗ることをいう。言うまでもなく、僭称相続人と明示される必要はない。占有所得者が誤って相続人と誤解され、黙示に相続人として扱われるように、

表4 表見相続人の例

①	相続欠格に該当しているが、これを争っている者
②	被相続人に相続人廃除されているが、これを争っている者
③	出生届が無効である場合の戸籍上の子
④	縁組届が無効である場合の戸籍上の養子
⑤	認知届が無効である場合の戸籍上の子

*筆者作成

本来であれば真正相続人に帰属すべきものを、この占有取得者が行おうと欲していることを認識させる者を「僭称相続人」という。換言すれば、自分の背後に相続財産を所持し、その容態の根拠について説明することができない人は、相続権を僭称している者として解釈される。以下、本研究では、僭称相続人は、表見相続人と同義と捉えて論述する。

5. 相続回復を巡る原告と被告の主張

相続回復請求権を巡る原告と被告の主張は、どのような関係になるのかを考えてみたい。裁判においては、表5のケース1の真正相続人と表見相続人との争いは少ない。民法884条では、このケースが前提になっている。相続実務では、ケース2や3のように、共同相続人という真の相続人同士の遺産分割の争いの方が多い。法定相続分の一部を侵害されている共同相続人が他の共同相続人に対して共有持分に基づく登記抹消手続や移転登記手続を求めることになる。自己の法定相続分を超えて遺産を占有する被告か

表5 訴訟における相続回復を巡る原告と被告の主張

ケース	原告	原告の主張	被告	被告の主張
ケース1	真正相続人	相続回復請求	表見相続人	民法の相続回復請求権の消滅時効の援用（抗弁）
ケース2	真正相続人 （共同相続人）	持分権に基づく抹消登記 請求または移転登記請求	真正相続人 （共同相続人）	
ケース3	相続権の被侵害者 （共同相続人）		相続権の侵害者 （共同相続人）	

*筆者作成

らは、相続回復請求権の時効消滅を主張することになる。

6. 物権的請求権

相続回復請求権とは、「相続のやり直し」が可能になる物権的請求権であると説明される。ここでは、それはどのような権利であるのかを考察する。物権とは「物（モノ）」を直接的・排他的に支配する権利である。人と物との関係を「物件関係」といい、その典型は所有の関係である（内田貴，2011，p. 347）。物権的請求権とは、物権（所有権）の円満な状態を妨害され、または妨害される恐れがある場合に、権利者が一定の行為（もと通りに戻す行為）を請求する権利であり、物権の円満な支配を実現するための請求権である。相続に関して述べるならば、相続人が有する相続権を他人が侵害している場合、相続人が侵害者に対し、相続財産の返還等を請求し、相続人の地位としての回復を請求することができる権利のことである。なお、相続財産の本来の所有者である相続人は、侵害者に対して、所有権に基づき財産の返還等を求めることができる。これを「物権的請求権」と呼んでいる。物権的請求権が成立する要件は、第一に請求する側には、登記や引き渡しなどの「対抗要件は不要である」こと、第二に、侵害者に「故意・過失がなくても請求できる」ことである。

6.1 返還請求権

占有を喪失することで所有権の実現を侵害されている場合に、所有権者が占有者に対して、目的物の返還を請求できる権利を「物権的返還請求権」という。侵害とは「使用・収益」できる状態が侵害されていることである⁴⁾。

6.2 妨害排除請求権

占有は喪失していないが、それ以外の方法で物権を侵害されていることがある。その場合に、物権者が侵害者に対して、その妨害の除去を請求できる権利を「物権的妨害排除請求権」という。要件は、①所有者であること、②所有権が侵奪以外の方法で侵害されていること、の二つである⁵⁾。

6.3 妨害予防請求権

物権の侵害が生じる恐れが高い場合に、所有権者が侵害を行う危険のある者に対して、その妨害の予防を請求する権利を「物権的妨害予防請求権」という。要件は、①所有者であること（権利者であること）、②所有権が侵害される恐れがあること、二つである⁶⁾。

7. 相続についての期限・時効

遺産相続には、時効や期限が存在する。遺産相続には多くの手続きと時間を要するが、時効や期限を知らなかった場合、本来受け取れる財産を受け取れない等の不利益が生じる場合もあり得るということである。遺産相続に関する期

表6 物権的請求権の例

[1] 返還請求権	➡ 所有権が占有によって侵害されている場合に、その返還を請求すること。 例：土地の不法占拠者に対する明け渡し請求
[2] 妨害排除請求権	➡ 所有権が占有以外の態様によって侵害されている場合にその排除を請求すること。 例：無断駐車をしている者への車の撤去請求
[3] 妨害予防請求権	➡ 侵害される恐れがあるときにそれを予防すること。 例：隣地の所有者に対する崩落防止措置の請求

*内田貴，『民法Ⅳ補訂版』東京大学出版会，2011，pp. 368-369より筆者作成

限や時効は、次の表7に整理した5つがある。

7.1 相続放棄・限定承認の期限

被相続人が遺した財産にマイナスとなる遺産が多くて相続する自信が無い場合は「限定承認」の制度があり、相続人が財産の引き継ぎを拒否できる「相続放棄」の制度もある。この限定承認と相続放棄には、限定承認するか、放棄するか否かを決断するための「熟慮期間」が設けられており、被相続人が亡くなってから「3ヶ月以内」となっている。ただし、財産相続するまで被相続人が遺したマイナスとなる遺産の存在を知らなかった場合、期限を過ぎてからでも相続権を放棄できる可能性がある。

7.2 遺留分請求権の時効

遺留分請求権の期限は、侵害されている財産があることを知った時から「1年」である。ただし、相続が始まったことを知らずにいた場合、期限は「10年」である。仮に請求を行わなければ、本来受け取ることが可能だった財産を受取ることが出来なくなる。他方、多くの財産を受け取った相続人は、相続を開始してから10年を過ぎるまでは他の相続人に遺留分の金額を支払わなければならない恐れがある。

7.3 遺産分割請求権の時効

被相続人が、遺言書を書いていなかった場合には、相続人間で遺産をどのように分けるのかを「遺産分割協議」で行うことになる。1人の相続人が他の相続人に対して「遺産分割をしましょう」と言う権利のことを、「遺産分割請求権」と言う。この「遺産分割請求権」には、時効はない。つまり、生きている限り永遠に請求することができる。しかも、仮に遺産分割をしていない状態で亡くなってしまったとしても、この「遺産分割請求権」は相続され、次の世代の者（＝代襲者）が権利行使することができるため、永遠に存続すると言える。

7.4 相続税の申告と納税の時効

相続税の申告・納税の期限は、相続の開始を知った日の翌日から「10か月以内」となっている。例えば、1月2日に亡くなった場合は、10月2日が申告期限となる。相続税の時効とは、正しくは「除斥期間」といい、5年又は7年という一定の期間が経過することで国（税務署）が相続税を徴収する権利を失い、相続人の納税義務が無効となるというものである⁷⁾。

表7 相続についての期限・時効に関する民法等の規定

(1) 相続放棄・限定承認の期限 《民法915条1項》	
① 原則	➡ 相続開始後「3か月以内」（＝熟慮期間）*家庭裁判所に申述する
② 例外	➡ マイナスの財産の存在を知らなかった場合は、熟慮期間の3か月を過ぎても放棄できる可能性がある（柔軟に対応されている）
(2) 遺留分減殺請求権の時効 《民法1042条》	
① 原則	➡ 遺留分の侵害を知った時から、「1年」……消滅時効
② 例外	➡ 相続の発生を知らなかった場合は、「10年」……排斥期間
(3) 遺産分割請求権の時効	
① 原則	➡ 時効はない。遺産分割はいつまででもできる。《民法907条1項》
② 例外	➡ 遺産分割が禁止されている場合がある 被相続人（故人）が『遺言書』で遺産分割を禁じた場合は「5年以内」《民法908条》 家庭裁判所が遺産分割に適切な時期でないと判断した場合には、一定の期間を定めて、遺産分割を禁止することができる《民法907条3項》 相続人全員の同意により、遺産分割を禁止する場合は「5年以内」《民法256条ただし書》

(4) 相続税の申告・納税の時効

- ① 相続人が善意 → 相続開始後, 「5年」……排斥期間
《国税通則法70条1項》
- ② 相続人が悪意 → 相続開始後, 「7年」……排斥期間
《国税通則法70条4項》

(5) 相続回復請求権の時効《民法884条》

- ① 原則 → 財産権の侵害を知ってから「5年」……消滅時効
- ② 例外 → 財産権の侵害を知らなかった場合は「20年」……排斥期間
表見相続人以外の者 (= 共同相続人や第三者) が相続財産に関わる財産権を侵害した場合は, 時効がないと解されている。

*筆者作成

8. 相続回復請求権の法的性質についての考察

ここからは, 本研究の本題である「相続回復請求権の法的性質」について, 設例を基に考察する。相続回復請求権とは, 真正相続人が自己の相続権を表見相続人に侵害されている場合に, その侵害を排除して相続財産の占有・支配を回復するために認められた制度であるとされている。

8.1 相続回復請求権の典型例

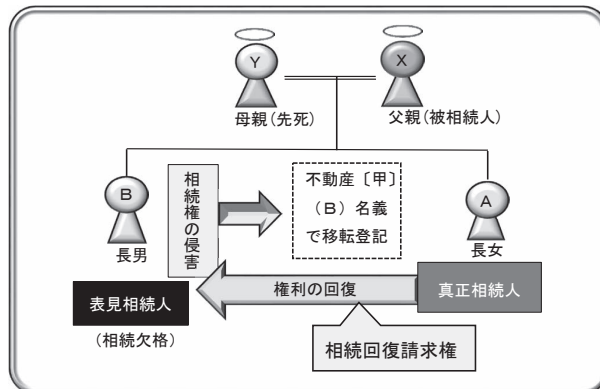
まず, 相続回復請求権の法的性質について考えてみたい。民法884条は, その見出しを「相続回復の請求権」としている。問題は, この相続回復請求権は, この条文では, 期間制限しか

規定していないということである。権利の内容 (= 何を?) や, 権利行使の要件 (= どのような要件で?) については何も規定していない。そのため, 相続回復請求権が, そもそもどのような権利なのかは明らかになっていない。因みに, 「不法行為」の場合は, 民法724条で損害賠償請求権の期間の制限を規定し, その要件や効果については, 民法709条以下で規定している。

相続回復請求権の解釈については, 「独立権利説」と「集合権利説」と呼ばれる学説が対立している。以下, 次の《設例1》を基に二つの説を考察する。

《設例1》

被相続人である父親の (X) には, 相続人として長女 (A) と長男 (B) がいた。(B) は (X) に対する殺人未遂で刑に服したこと



*筆者作成

図1 相続欠格の長男 (B) が移転登記をしたケース

があり相続欠格であった。しかし、(B)は相続欠格であることを隠して遺産である不動産〔甲〕の全部について、相続を原因とする移転登記をした。他には、相続権を有する者はいない。

8.2 独立権利説

独立権利説では、「相続回復請求権は、相続人の相続資格に基づく包括的な請求権として独自に認められるものであるから、個々の物権的請求権等とは独立のものとして位置付けられる」と考える。独立権利説は、ローマ法の沿革を反映させようという立場であり、個別の請求権とは別個の「真正相続人を保護するための制度」として構想するものであり、戦前においては多数説であった。しかし、現在では包括請求の法技術上の困難性が影響するため少数説にとどまっている。独立権利説は、相続回復請求権を相続財産の「包括的返還請求権」として構想し、相続権を相続財産全体の上の財産権と解するものである。

以下、《設例1》によって解説していきたい。「相続回復請求権は、相手方（＝表見相続人）である長男（B）の相続人としての地位を争い、長女（A）は自らの相続権に基づいて包括的に相手方（B）に対して不動産〔甲〕の返還等を求める権利である」と考える。このような包括的な権利を認めることによって、どのようなメリットがあるのかを考えてみたい。真正相続人である（A）は、（B）が占有している遺産をいちいち列挙する必要はなく、また、個々の目的物についての所有権の立証も必要がないというメリットがある。（A）は「自分が相続人であるから遺産を全部返還せよ」と一括し請求できるため、容易に目的物の回復を求めることができるということである。もっとも、包括請求については、現行法上、個々の財産を特定・明示

することなく引渡しを命ずる判決が認められるかどうかは疑義があるところである。実際には、事実審の口頭弁論終結時までに回復されるべき目的物を個別具体的に主張立証しなければならぬとされている（松川正毅・窪田充見編（2016）『新基本法コンメンタール 相続』日本評論社、2016、p. 18）。

第二の問題である「5年という短期消滅時効を定めている理由はどこにあるのか？」を検討しておきたい。これについては、相続回復請求権は包括的権利であり、それが行使されると、急激に広範な権利関係の変動を起こす原因となるため、「浮動的な権利関係を早期に確固たるものにする要請がある」という正当化を行うことができる。

《設例1》では、長男（B）が相続人らしい外観のもとに長年行動してきたとすれば、5年以上も経過して長女（A）から相続権を巡る訴訟を起こされては、関係者にとって迷惑であり、取引の安全を害することになる。この独立権利説が挙げるメリットに対しては、遺産全部といったものを目的物として強制執行することはできないなど、実質的に機能するのかという点で疑問視する見方が多い（窪田充見『家族法〔第3版〕』有斐閣、2017、pp. 523-524）。

8.3 集合権利説

集合権利説は、相続回復請求権を相続財産に属する個別財産上の財産権に基づく返還請求権の総称と解するという考え方である。つまり、「相続回復請求権は、個々の財産に対する個々の請求権の集合にすぎない」という見解である。この説によれば、相続回復請求権の基礎としての「相続財産権」の観念は否定されることになる。また、民法884条の「財産権」も相続された個々の財産上の財産権を指すものに過ぎない、ということになる。

《設例1》に沿って解説すると、真正相続人

である長女 (A) は、表見相続人である長男 (B) によって侵害された財産が通常の財産権の対象であり、物的請求権等によってこの財産の回復をすることが可能である。集合権利説の立場では、原告である (A) が自己の相続権に基づき個々の遺産の回復として、土地の引き渡しや登記の抹消などを請求することであり、「相手方 (B)」がその相続権を主張して原告の真正相続人と争うことは要件としない。それゆえに、相手方としては、①表見相続人だけでなく、②自己の相続分を超えて相続財産を占有する共同相続人、③表見相続人から遺産を譲受した第三所得者、④被相続人から遺産を譲受した者など、遺産を占有するすべての者を相手方とすることができる。

また、真正相続人は、占有権の相続が認められる以上、民法197条から202条に定められている「占有訴権 (= 占有保護請求権)」によって侵害を回復することも可能である (内田貴, 『民法Ⅳ補訂版 親族・相続』東京大学出版会2011, pp. 417-418)。それゆえに、真正相続人の立場からすれば、相続回復請求権という制度が特に設けられなければならない理由はない。つまり、民法884条は不要ということである。

他方、表見相続人の立場からすれば、「短期の期間制限に服すること」に存在意義を見出すことができる。5年という短期の消滅時効の期間制限の理由は、「相続に関する争いは、なるべく長く尾を引かないようにすべきである」という観点から正当化される。

《設例1》では、長女 (A) が相続によって不動産〔甲〕の単独所有者となっているのだから、(A) は所有権に基づいて、長男 (B) に対して目的物の返還等を求めることができる。この設例においては (A) の物権的請求権による回復が考えられるが、所有権自体が消滅時効にかからないため (民法166条2項)、こうした物権的請求権についても期間制限はない。それに

もかかわらず、民法884条は、そうした権利に期間制限を付したものであるということになり矛盾が生ずる。この消滅時効の規定は、相続回復請求権を行使する真正相続人 (A) にとって、一方的に不利な制度であり、制度の本旨に反するとも言える。そのように考えていくと、この条文は「真正相続人のための規定」ではなく、「表見相続人のための相続人の権利行使の期間制限」の規定だということになる (窪田充見『家族法〔第3版〕』有斐閣, 2017, p. 524)。

《考 察》

集合権利説にも根本的な疑問がある。第一に、この説によると、「相続回復請求の性質は、実際上は消滅時効を適用する意味しかない」ということになる。そうすると、「相続回復請求制度の趣旨に反するのではないか？」という疑問が生じる。なぜならば、時効消滅の適用は、相続回復制度の核心である真正相続人の保護にならないからである。相続回復請求の根拠は、個別財産権から区別される「相続財産権」という構想であり、それを否定することにもなる。第二に、この説では「相続回復請求権は、個別財産権に基づく返還請求権の総称に過ぎない」と断じているという問題がある。たとえ、相続権の存否を巡る争いを前提にしたとしても、個別財産権に基づく「返還請求権そのものを一律に消滅させることはできないのではないか？」という疑問が残る。

そもそも「権利行使の期間制限 (時効消滅) に意義はあるのか？」という疑問がある。なぜならば、民法167条の規定で、「所有権そのものは、時効で消滅する権利ではない」とされているからである。しかし、この集合権利説では、相続権 (= 遺産相続をすることができる権利) の存否が核心であり、所有権の帰属自体が問題ではない。また、個別的・物権的請求権をもって構成されているため、これが時効消滅する特殊性を承認しなければならないとする見解があ

る（米山隆，1996，p. 5）。しかし，筆者は，この「時効消滅の特殊性」という解釈には，疑問があると考えている。なぜならば，相続回復の請求は，あくまでも所有権（の帰属）に基づいて相続財産の返還を請求するものと解釈すべきではないかと考えているからである⁸⁾。

第一の問題提起として，「相続回復請求権の法的性質は，個別の物権的請求権と異質のものであるのか？」ということを挙げた。集合権利説に立った場合は，「異質のものではない」という結論になる。他方，独立権利説の考え方に立って，物権的請求権とは別個の請求権が存在すると考えることもできる。この説の狙いは，相続財産について個別財産の所有権に基づく物権的返還請求権を範型とする独立した権利を構想して，これによって相続回復請求権者に特別の保護を与えようとする訳である。問題は，この独立権利説が実際には機能しないという点にある。なぜならば，独立権利説によると，相続財産を包括する相続権を回復できる特別の権利であるとするが，「財産を特定しない訴え」は少なくとも執行することができないため，実行することができないからである。

戦前には，家制度の下で「戸主権」というものが存在し，その戸主権と財産権が「家督相続」によって，前戸主から新戸主へ包括的に譲渡されるという，単独相続の形式を採っていた。しかし，現在では，遺産は共同相続人間で個々に分けられ，これとは別に「戸主権」というものも存在しない。個々の財産を離れた「相続権」というような包括的請求権は，現在の日本では認められていない。従って，このような包括的請求権の存在を認め，これが「相続回復請求権」であると説明することは無理である。

以上のことから，筆者は「特別な請求権というものは存在しない」という見解を支持する。極論すれば，民法の相続回復請求権の規定は，適用範囲が狭いことから，その存在意義が希薄

なものになっているとさえ言える。個々の財産を基準にした物権的請求権が存在するに過ぎないと考える方が現実的である。権利・法律関係が相続によって取得され，しかも，その相続関係について表見相続人が侵害しているとして，「真正相続人」が主張するケースを，相続回復請求権が行使されたケースと解釈すべきであろう。

例えば，不動産の登記が侵害者（B）（＝表見相続人）の名義になってこれを占有している場合を考えると分かり易いだろう。侵害者（B）名義の登記を真正相続人（A）名義へと変更を求める物権的請求権（妨害排除請求権）と，侵害者（B）に対し真正相続人（A）への明け渡しを求める物権的請求権（返還請求権）の2つを行使することが可能である。この2つの権利を集合して（同時に）行使している状態が相続回復請求権を行使している状態であると言える。このように，相続回復請求権といっても独立した権利ではなく，侵害者名義の登記に関する妨害排除請求権や，侵害者の占有に関する返還請求権の集合に過ぎないと考えるという集合権利説が，実務上とられている見解である。筆者もこの見解がより説得力をもっていると考えている。

9. 共同相続人間で相続権の侵害がある事例の考察

9.1 相続権を侵害する形で占有される事例

ここでは，第三の問題として「相続回復請求権は，原告と被告が相続人としての地位を争う場面だけでなく，共同相続人が他の共同相続人の相続権を侵害する形で占有がなされる場面でも，民法884条の適用はあるのか？」について考えてみたい。筆者は，このようなケースが典型例であると認識している。具体的には，次の《設例2》のような場面が想定できる。

《設例2》

被相続人である父親の(X)には、相続人として長女(A)と長男(B)、二女(C)の三人がいた。(B)と(C)は、遠方に嫁いでいる(A)を除外して遺産分割協議を行い、『遺産分割協議書』に勝手に(A)の名前を加えて作成した。その結果、(B)が遺産である不動産〔甲〕の所有権を単独相続することになり登記を経由した。この移転登記を済ませてからすでに5年以上が経過している。

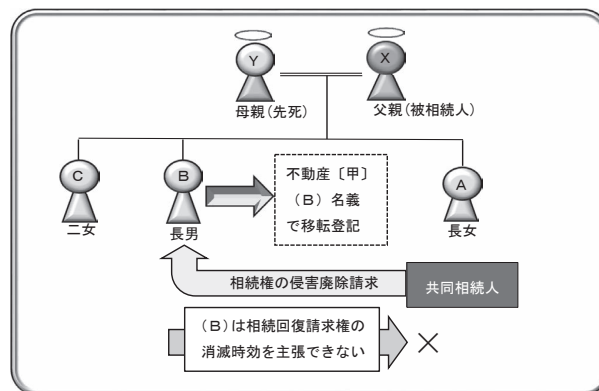
《考察》

この《設例2》は、図2に示すとおり長女(A)の権利(相続権)が侵害されている。侵害された権利に相当する不動産〔甲〕を保持(占有)しているのは、共同相続人の長男(B)である。この場合、(A)は自らの相続分に応じた共有部分に基づいて、(B)に対して登記の回復等を求めることができるのは当然である。

これに対して、(B)の側では、民法884条による「相続回復請求権の消滅時効を主張できるのか?」という問題がある。

これについて、最高裁判所の1978(昭和53)年12月20日の判例(民集32巻9号1674頁)では、「民法884条の規定の適用をとくに否定すべき理由はなく」として、適用を肯定している。ただし「相続権が侵害されている他の共同相続人から侵害の廃除の請求に対し相続回復請求権の時効を援用してこれを拒むことができるものではない」として、消滅時効の主張は否定している。

《設例2》で述べるならば、長男(B)は、長女(A)からの侵害廃除の請求に対して相続回復請求権の消滅時効を援用できないという結論になる。そもそも、長女(A)が参加していない遺産分割協議が無効であるため、分割協議のやり直しが必要である。(A)は、遺産分割協議無効確認等請求(訴訟)ができるということである。



*筆者作成

図2 共同相続人間の相続権の侵害の場合

表8 共同相続人に民法884条の適用についての最高裁の判例

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① 共同相続人同士の争いに民法884条の適用はあるのか? | ⇒ 「適用をとくに否定すべき理由はない」として、適用を肯定している。 |
| ② 共同相続人が民法884条による期間制限を主張できる表見相続人にあたるのか? | ⇒ 「相続回復請求制度が対象として考えている者にはあたらぬ」とた。 |

*筆者作成

最高裁の判例を整理すると、表8に示すとおり二つのポイントが示されている。

9.2 第三者が消滅時効を援用できない事例

次に第三者が登場した場合にはどうなるのかを次の《設例3》を基に考えてみたい。

《設例3》

被相続人である父親の(X)には、相続人として長女(A)と二女(B)の二人がいた。(A)は(B)の相続分皆無証明書を偽造し、遺産である不動産〔甲〕の所有権を単独相続することにして、移転登記を済ませた。その後、(A)は、不動産〔甲〕を第三者の(Z)に譲渡した。

《考察》

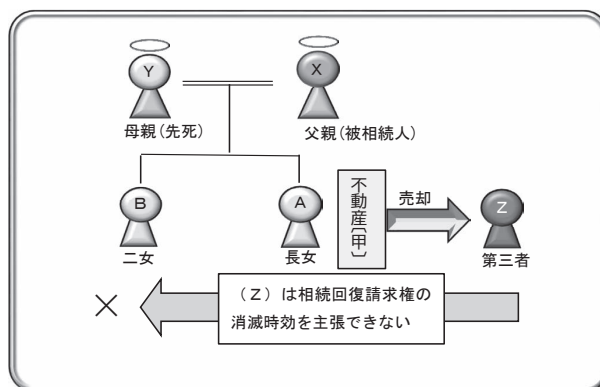
この《設例3》は、図3に示すとおり第三者(Z)が登場し、二女(B)の相続権が侵害されているケースである。表見相続人である(A)が、不動産〔甲〕を第三者の(Z)に売却(譲渡)している。(A)から不動産を譲り受けた(Z)の問題として取り扱うのではなく、不動産の単独相続の登記をした(A)について判断すべきであるというのが判例の立場である。つまり、(A)は本来の相続持分を超える部分が

他の共同相続人(B)に属することを知っていた訳である。また、(A)が単独相続をしたと信ずることについて、合理的な事由がない。具体的には、相続分皆無証明書を偽造している事実がある。すなわち、(A)は悪意・有過失ということである。そのために、(A)が他の共同相続人(B)に対して相続回復請求権の消滅時効を援用することはできない。その場合には、(A)から不動産を譲り受けた第三者の(Z)も「時効を援用することはできない」という結論になる(最判平成7.12.5家月48巻7号52頁)。この結論は、「第三者の取引の安全」よりも、「真正相続人の権利の保護」が優先するという判断である⁹⁾。

10. 相続回復請求の請求権者と請求の相手方についての考察

10.1 相続回復請求の請求権者

相続回復請求権は、相続人が相続する権利を侵害されたときに、それを取り戻す権利、つまり「相続をやり直す権利(right to redo inheritance)」と考えられている。相続する権利をもつ真正相続人は、相続する権利がないにもかかわらず、相続財産を占有している表見相続人に対して、相続回復請求権を行使して相続財産の自己への回復を請求できる訳である。相続回復



*筆者作成

図3 第三者が登場した場合の相続権の侵害

請求の「請求権者は誰になるのか?」という問題がある。請求権者 (claimant) は、①真正相続人 (及び法定代理人) であり、その者は表見相続人に対して、本来の相続財産の回復を請求する権利をもつことになる。その他にも②包括受遺者や③相続分の譲受人、④遺言執行者も請求権者になることができる。

10.2 相続回復請求の相手方

次に「相続回復請求の相手方は誰になるのか?」を考えてみたい。相手方として、第一に考えられるのは、①表見相続人 (及びその相続人) である。第二に②善意・無過失で相続権を侵害している共同相続人である。相続に関し物権の請求権が問題となる全ての場面に民法884条が適用されるという訳ではなく、その相手方が「表見相続人」であることが必要だということである。表見相続人に対して「外見上相続」が生じたという事実状態を確定させるのが、同条の趣旨だからである。すなわち、相続財産に対する侵害であれば、その侵害の排除を求めること全てが相続回復請求権を行使であるという訳ではない。つまり、民法884条による消滅時効が援用できる事例も限られているということである。

ここで、最高裁判所の判例によって制度の趣旨と消滅時効が規定されている理由を確認しておきたい。

10.3 判例 (最大判昭53・12・20民集32巻9号1674頁) の解釈

民法884条は、真正相続人が表見相続人に対してする請求する場合には適用されるけれども、相続に無関係な第三者に対する請求については適用されない。このことについて、昭和53年判決は以下のように表現している。

最大判昭和53年12月20日金法896号42頁以下

民法884条の相続回復請求の制度は、いわゆる表見相続人が真正相続人の相続権を否定し相続の目的たる権利を侵害している場合に、真正相続人が自己の相続権を主張して表見相続人に対し侵害の排除を請求することにより、真正相続人に相続権を回復させようとするものである。そして、同条が相続回復請求権について消滅時効を定めたのは、表見相続人が外見上相続により相続財産を取得したような事実状態が生じたのち相当年月を経てからの事実状態を覆滅して真正相続人に権利を回復させることにより当事者又は第三者の権利義務関係に混乱を生じさせることのないよう相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期にかつ終局的に確定させるという趣旨に出たものである。

相続財産に関して争いがある場合であっても、相続に何ら関係のない者が相続にかかわりなく相続財産に属する財産を占有管理してこれを侵害する場合にあっては、当該相続財産がたまたま相続財産に属するというにとどまり、その本質は一般の財産の侵害の場合と異なるところはなく、相続財産回復という特別の制度を認める理由は全く存在せず、法律上、一般の侵害財産の回復として取り扱われるべきもの……

(下線・傍点は筆者)

《考察》

多数意見 (集合権利説) によれば、民法884条の相続回復請求の制度は、いわゆる表見相続人が真正相続人の相続権を否定し相続の目的たる権利を侵害している場合に、真正相続人が自己の相続権を主張して表見相続人に対し侵害の排除を請求することにより、真正相続人に相続権を回復させようとするものである。

共同相続人の一人 (A) が、相続財産のうち

表9 集合権利説（多数説）の原告と被告

原告	① 真正相続人	○
(B)	② 共同相続人	○
被告	① 表見相続人	○
(A)	② 善意又は無過失の共同相続人	○
	③ 善意又は無過失の第三者	○
	④ 悪意又は有過失の共同相続人	×
	⑤ 悪意又は有過失の第三者	×

*筆者作成

自己の本来の相続持分を超える部分につき他の共同相続人 (B) の相続権を否定し、その部分もまた自己の相続持分に属すると称してこれを占有管理 (occupancy management) し、(B) の相続権を侵害している場合 (表9の①)、(B) が侵害の排除を求める場合には、民法884条の適用がある。要するに、(A) が善意 (good faith) または無過失 (no fault) の共同相続人 (表9の②)、や善意又は無過失の第三者 (表9の③) である場合は、民法884条の適用があるという解釈である。表9に整理していたとおり (A) が悪意又は有過失の共同相続人 (表9の④) や悪意又は有過失の第三者 (表9の⑤) の場合は適用されないということである。

請求権に短期の消滅時効が設けられているのは、表見相続人が外見上相続により相続財産を取得したような事実状態が生じたのち相当年月を経てから、この事実状態を覆滅して真正相続人に権利を回復させることにより、当事者又は第三者の権利義務関係に混乱を生じさせることのないよう相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期にかつ終局的 (ultimately) に確定させるという趣旨によるものである。

少数意見 (独立権利説) では、相続回復請求権は、相続人でないのかかわらず相続人であるように見られる地位に在る者 (= 表見相続人) が、自己の相続人としての地位を主張して、真正相続人の地位 (inheritance qualification) を

争い、その相続人の地位を侵害している場合において、真正相続人が自己の相続人の地位を主張して、表見相続人に対して侵害の排除を求める権利であるとする。

請求権に短期の消滅時効を設けているのは、真正相続人と表見相続人のいずれか一方に早期にかつ終局的に相続人の地位を確定させて、両者の間の相続人の地位に関する争いを短期間のうちに収束することを目的としたものである。表10に整理したとおり共同相続人の相互における相続持分権の侵害排除、回復を求める請求については、共同相続人が善意・悪意、有過失・無過失を問わず、民法884条は適用されないということである。

表10 独立権利説（少数説）の原告と被告

原告	① 真正相続人	○
(B)	② 共同相続人	○
被告	① 表見相続人	○
(A)	② 善意・無過失の共同相続人	×
	③ 善意・無過失の第三者	×
	④ 悪意又は有過失の共同相続人	×
	⑤ 悪意又は有過失の第三者	×

*筆者作成

11. 相続回復請求権の消滅についての考察

11.1 相続回復請求権の消滅時効

相続回復請求権が消滅時効にかかるのは、①相続人やその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間、②相続開始の時から20年と民法で定められている。なお、相続回復請求権とは「相続権」の侵害に対し、財産請求にとどまらず、相続人たる地位の回復を要求する権利にもあてはまる。

しかし、相続回復請求権が消滅時効にかからないケースもある。具体的には、①相続財産の

全容を開示しなかった場合、②自分だけが自分の本当の相続分より多く受け取っている場合、③遺産分割協議を持ち掛けることなく他の相続人に無断で遺産を自分1人の名義にした場合である。この三つのケースでは、たとえ相続から20年以上経過していたとしても、相続回復請求権の消滅を主張できない。

11.2 消滅時効の正当性

ここでは、相続回復請求権が5年という短期の期間制限が設けられている理由が、どこにあるのかを考えてみたい。これは、「相続に関する争いは、なるべく長く尾を引かないようにすべきである」という観点から正当化されている。また、日本の戸籍制度 (family register system) の特殊性も短期の消滅時効を正当化できるとも言われている。我が国の戸籍制度は、各戸籍間の相互検索機能 (mutual search function) があり、身分関係の公示機能を果たしていることから、戸籍に明示された相続人を早期に確定し、相続財産の取引の安定化を図るという趣旨もあったのではないかと考えられる (松川正毅・窪田充見編, 2016, p. 20)。

11.3 消滅時効の起算点

5年の「消滅時効の期間制限の起算点はいつになるか?」を整理しておく。起算点 (starting point) は「相続人 (又はその法定代理人) が相続権を侵害された事実を知った時」である。この起算点については、表11の指摘がなされて

表11 相続回復請求権の消滅時効の起算点

- | | |
|---|--|
| ① | 相続人が相続開始 (= 被相続人の死亡) を知った時から起算する。
相続開始の事実を知らないときは、時効は進行を始めない。 |
| ② | 相続人自身が相続人であることを知った時から起算する。
自己が相続人であることを知らないときは、時効は進行を始めない。 |

③ 非相続人が相続人と称して真正相続人を除外して相続財産を占有管理している場合には「侵害」が認められ、通常この「侵害」を知ったときに起算点になる。

④ 共同相続人の一人又は数人が自己の持分を超えて相続財産を占有管理する場合には、(単なる占有管理では足りず) 単独名義の登記がなされたことをもって「侵害」と認定する。

* 松川正毅・窪田充見編, 『新基本法コンメンタール 相続』日本評論社, 2016, p. 24, より筆者作成

いる。

《考察》

結局のところ、相続回復請求権の要件の特色は、本件の主張立証が不要で、被相続人の遺産に属していたことと自分が相続人であることさえ主張立証すれば目的物の給付を求めることができるという点にある。しかし、このような要件が満たされる場合には、民法884条がなくとも物権的請求権の行使が可能である。そうすると、個々の財産に対する請求権とは別個独立の請求権だとする説には説得力がなくなる。他方、個別請求権の集合だとしても、なぜ物権的請求権が時効にかかるのかという矛盾が生じるため、相続回復請求権の正当化は難しい (内田貴, 2011『民法Ⅳ補訂版 親族・相続』東京大学出版会, pp. 447-449)。そうなると、新たな意味付けが必要になる。

伊藤昌司は、相続回復請求権の新たな意味付けとして「訴権的構成による試論」を論述している (谷口知平他編, 『現代家族法体系4 相続Ⅰ』有斐閣, 1980, pp. 137-143)。この「訴権説」によると、「相続回復請求権は相続権の存否を決め手に紛争を処理する特殊な訴訟手続 (訴権) である」という。この訴権説は、相続財産権を架空の権利と呼び、相続財産権を觀念しない点では、集合権利説に親和的である (阿部裕介, 2020, p. 478)。その争点¹⁾が互いの相続資格にある場合という特殊な訴権であるがゆえに、民法884条の短期に消滅する権利の問題

は解消する。これは占有訴権が占有だけを決め手に紛争を解決する手続きと同じである。要するに、相続権の有無が決め手になる訴訟は、全て884条一本で短期に決着を付けることになる(伊藤昌司, 2002, 『相続法』有斐閣, pp. 272-276)。この説は、理論的に筋が通っており、説得力があると言える。ただし、伊藤昌司の訴権説については、我が国の民法解釈においては、「訴権」が馴染みが薄いものであるという点を指摘しておきたい。

もう一つ、水野紀子の「戸籍関連説」がある。この説は「戸籍が相続人確定において持っている意味を強調し、相続回復請求権を、戸籍上の相続人の相続権を戸籍上相続人となっていない真正相続人が争う場合に適用される制度として解釈する」というものである(水野紀子, 『現代社会と民法学の動向(下)』有斐閣, 1992, p. 412)。この解釈は、相続財産の法律関係を安定させるという観点から、短期の消滅時効に積極的な意味があると言える。戸籍関連説は、独立権利説を基礎としており、相続回復請求に相続人の地位確認の側面を見出すことで、相続人の地位不存在確認請求などの各種身分関係請求と相続回復請求を論ずることになる。

12. おわりに

本研究は、相続回復請求権の本質について考察したものである。相続人の地位の回復のための請求権と相続財産の物権的請求権は同質の権利なのか、それとも異質の権利であるのかという問題を検討した。相続回復請求権の解釈については、「①独立権利説」と「②集合権利説」と呼ばれる大きく二つの学説が対立していることが分かった。①集合権利説によると相続回復請求権は「物権的請求権と異質の請求権ではない」ということで、同質の権利だと解釈する。他方、②独立権利説によれば、物権的請求権とは別個の請求権が存在すると解釈し、異質の権

利だと考える。その狙いは、相続財産について個別財産の所有権に基づく物権的返還請求権を範型とする独立した権利を構想して、これによって相続回復請求権者に「特別の保護」を与えようとする訳である。この趣旨から考えれば、集合権利説よりも独立権利説の方が理論的に落ち着きが良いと考えられる。ただし、独立権利説では、次のとおり「実効性の欠如」という重大な相続実務上の問題があることが分かった。

その実務上の問題とは、仮に、相続人の地位の回復のため裁判で相続財産全体について抽象的・包括的に相続権の確定・帰属を求めたとしても、個々の相続財産については裁判の効力が及ばず、包括的請求(=地位の回復請求)をする実益がないということである。つまり、訴訟上は相続財産を構成する個々の不動産や動産等について相続権の侵害排除、回復を求める方法によるしかないということである。この請求も相続人の地位の回復を目的としたものであると解釈できるようにも考えられなくもない。しかし、共同相続人はすべて真正相続人であることを前提にするならば、『真正相続人の間で相続人の地位の回復ということはありません』ということになる。「相続人の地位」と「相続権」とは別個の観念であり、共同相続人は自己の相続分を超える部分については、相続権を有しないだけで、相続人の地位がないということではない。そうであるがゆえに、共同相続人の一人が他の共同相続人の相続持分権を侵害した場合でも、相続人の地位の回復ということは理論的に矛盾することになる。共同相続人の間においては、持分権の侵害排除、地位の回復を求めるために相続回復請求権を行使することはできず、『共同相続人の請求に民法884条を適用することは、相続回復請求制度の本質に反する』というのが結論になる。

相続回復請求権について定めた旧民法993条は、真正相続人が表見相続人から相続人の地位

を回復すべき場合について規定したものであって、相続人相互間の関係について規定したものではないと言える。なぜならば、現行の民法884条は旧民法993条を（十分に検討されることなく）そのまま引き継いだという経緯があるからである。その経緯を尊重するならば、筆者は、『民法884条は、共同相続人が表見共同相続人から相続人の地位を回復すべき場合について規定したものであり、共同相続人相互間の関係について規定したものではない』と解すべきという見解を支持する。その理由は、真正相続人が原告となり表見相続人が被告となって争う場面に適用されるのが、「相続人の包括的な地位の回復」を目的とするのが相続回復請求権の制度の趣旨だからである。

筆者は、訴権説や戸籍関連説といった新たな意味付けにも価値があると考えているが、相続回復という相続人の地位の回復請求は、あくまでも所有権（の帰属）に基づいて相続財産の返還を請求するものと解釈すべきという見解である。相続回復請求権の法的性質については、今後、更なる研究の積み重ねが必要であると考えている

注

- 1) 歴史的には、相続権を侵害された相続人を保護するために認められた請求権であった。この相続回復請求権は、ローマ法以来の制度であり、ドイツにもフランスにも存在するものである。我が国にも、ボアソナード草案を通じて継受され、戦後の改正の際にも、十分な検討を経ることなくそのまま残されたという経緯がある（内田貴，2011，pp. 434-435）。
- 2) 配偶者相続人が存在する場合、配偶者相続人は必ず相続権を持っている（配偶者別格の原則）。なお、内縁の妻や内縁の夫は、配偶者ではなく、相続することはできない。血族相続人とは、被相続人と血縁関係にある相続人のことである。被相続人の「子」は、第1順位である。被相続人の子（および、その代襲者）がいない場合で、被相続人の直系尊属がいる場合は、第2順位として被相続人の直系尊属（父母、祖父母など）が相続人となる。被相続人の子も直系尊属もない場合で、被相続人の兄弟姉妹（brothers and sisters）がいる場合は、

第3順位として被相続人の兄弟姉妹が相続することになる。

- 3) 相続欠格としては、被相続人を意図的に死亡させようと計画を立てたり、実際に殺害したりすることがある。また、被相続人が意図しない内容に『遺言書』を捏造したり、遺言書が自分に有利な内容になるよう脅迫して書かせたりすることもある。相続財産を獲得することを目的とした不正行為を行うと、不適格な相続人と判断され、相続資格を失うことになる訳である。

また、被相続人の意思により、相続人から除外される「相続廃除」も表見相続人に該当する。因みに、相続廃除とは、遺留分をもつ推定相続人（＝相続が開始した場合に相続人となるべき人）が、被相続人に対して虐待をしたり、重大な侮辱を加えたり、著しい非行があった場合に、被相続人が、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することによって、推定相続人の持っている遺留分を含む相続権を剥奪する制度のことである。

- 4) 例えば、土地の所有者が土地を不法占拠する者に対して明け渡しを求めるときに行使できる。物権的返還請求権を行使するための要件は、①所有者であること（物権者であること）、②相手方がその物を現に占有していること、の二つである。ここでは、相手に故意や過失があるか否かは問われない。所有者は、現に目的物を占有する者を相手方として、所有権に基づき「その物を返せ」と請求することができる。なお、ここでいう「占有」には、直接占有のほか、間接占有も含まれる。他方、単なる占有補助者は、相手方とはならない。占有補助者等には独自の「占有」がないためである。民法203条の「占有回収の訴え」によっても可能である。
 - 5) 例えば、「自分の土地の一部に相手が長年にわたり車を無断で駐車している」といった場合、土地の所有者は、無断駐車をしている者に対して、車の撤去を求めることができる。車の駐車という方法により、土地所有権に基づく土地の利用が侵害されることから、所有者は、その排除を相手方に求めることができる、ということになる。他にも、ゴミなどを不法投棄された土地の所有者が、不法投棄者にゴミの除去を請求する場合にも行使できる。
 - 6) 例えば、「高地にある隣地所有者の土地がいまにも崩れてきそうだ」という場合、低地側の所有者は、その崩落を防止するための措置をとるよう相手方に求めることができる。近年、集中豪雨や台風などの自然災害で「土砂崩れ」が相次いでいるが、このような土砂崩れによって自らの土地所有権が侵害されそうな場合、事前にその予防措置をとるよう、相手に求めることができる、ということである。
- 判例上（東京高裁1983年3月17日判決）は、このような請求が常に認められている訳ではない。特に、間にある「がけ」や「斜面」が自然状態である場合には、請求が認められ難いと言える。一方の土地側（の持ち主）に工事費用を負担させるのは著しく不公平であるため、と説明している。

- その上で、民法における相隣関係の規定（＝境界に関する工事費用は双方で負担すべきという旨の規定）などを参照し、斜面の崩落の防止工事の費用も双方で負担すべきものだとしている。
- 7) 一定の期間、税務署から納税に関する通知などが届かなければ、相続人が相続税を支払う必要がなくなるということである。この相続税の時効は、通常「5年」と定められている。これは、相続したことを知らなかった、相続税を納める義務が生じたことを全く認識していなかったという場合の年数である。相続税の時効が7年に延びるケースがある。相続税の時効が「7年」となるのは、相続税を納める義務があると知っていながら故意に申告を怠った場合である。この場合は「無申告加算税」や「延滞税」などが課せられる。
- 8) 旧民法（＝ポアソナード民法）の時代には、真の相続人には単なる所有権に基づく個別の権利以上の保護が与えられていた訳であり、「相続回復請求の制度」は、まさに家督相続人の権利保護のための仕組みであった。当時、この規律の対象として想定されていたのは、主として家督相続人の法的地位である「戸主権」というものである。そのため、消滅時効の期間を30年とし、その期間は占有者による取得時効や即時取得が排除されていた。これが明治民法（＝第二次大戦後に改正される前の民法）において、家督相続人の地位を早期に安定させるという観点から、30年から5年に短縮する期間制限が設けられたという歴史的事実がある。
- 9) このような解決は、共同相続人の一人が、その持分を超えて権利を移転した場合に、その超えた部分については「無権利の法理（＝誰であっても、自らの有している権利以上の権利を譲り渡すことはできないという、ローマ法以来の原則）」で処理するという従来から示されてきた解決とも整合的であると言える（窪田充見、2017、p. 530）。

参 考 文 献

- 伊藤昌司（2002）『相続法』有斐閣
- 内田 貴（2011）『民法Ⅳ 補訂版 親族・相続』東京大学出版会
- 内田貴他編（2014）『民法判例集 親族・相続』有斐閣
- ウルリッヒ・マンテ、田中 実・瀧澤栄治訳（2017）『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房
- 遠藤 浩他編（1979）『民法（9） 相続』有斐閣
- 近江幸治（2015）『民法講義Ⅶ 親族法・相続法〔第2版〕』成文堂
- 大村敦志監修（2020）『相続法制の比較研究』商事法務
- 大村敦志（2015）『民法読解 親族編』有斐閣
- 梶村太一他（2013）『家族法実務講義』有斐閣
- 勝田有恒他（2016）『概説西洋法制史』ミネルヴァ書房
- 片岡 武・菅野真一（2020）『改正相続法と家庭裁判所の実務』日本加除出版
- 加藤一郎（1977）『民法における理論と利益衡量』有斐閣
- 門広万里子（2000）『相続回復請求権』一粒社
- 金子 宏（2015）『租税法〔第20版〕』弘文堂
- 川井 健他編（2000）『新判例マニュアル民法Ⅴ 親族 相続』三省堂
- 川井 健（2015）『民法概論5（親族・相続）補訂版』有斐閣
- 窪田充見（2017）『家族法〔第3版〕』有斐閣
- 佐藤義彦他（2012）『民法Ⅴ—親族・相続〔第4版〕』有斐閣
- 潮見佳男編（2019）『新注釈民法（19） 相続（1）』有斐閣
- 潮見佳男（2017）『民法（全）』有斐閣
- ジョン・ロールズ、川本隆史他訳（2015）『正義論 改訂版』紀伊国屋書店
- 杉山嘉尚・齋藤康輝（2000）『現代日本の法制』南窓社
- 園井ゆり・浅利 宙（2019）『第3版家族社会学 基礎と応用』九州大学出版会
- 谷口知平他編（1979）『現代家族法体系5（相続Ⅱ）』有斐閣
- （1980）『現代家族法体系4（相続Ⅰ）』有斐閣
- 谷口知平（1991）『民法研究（下） 相続法』信山社出版
- 谷口知平・久貴忠彦編（2013）『新版注釈民法（27） 相続（2） 相続の効果96～959〔補訂版〕』有斐閣
- 田村洋三・小坏真史編（2020）『第3版実務相続関係訴訟』日本加除出版
- 東京家庭裁判所家事第5部（2019）『東京家庭裁判所第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用』日本加除出版
- 道垣内弘人他編（2017）『論究ジュリスト2017年冬号（20号）』有斐閣
- 堂蘭幹一郎・神吉康二（2019）『概説 改正相続法』金融財政事情研究会
- 堂蘭幹一郎・野口宣大（2019）『一問一答 新しい相続法』商事法務
- 床谷文雄他（2018）『新プリメール民法5 家族法』法律文化社
- 中川 淳編（1982）『民法概説〔再訂版〕』有信堂高文社
- 中川 淳（1994）『現代家族法の研究』京都女子大学
- 中川 淳編（1998）『現代社会と民法』有信堂高文社
- 中川 淳・小川富之（2017）『家族法』法律文化社
- 中川善之助（1972）『民法（親族 相続）』青林書院新社
- 中川高男（1989）『親族・相続法講義』ミネルヴァ書房
- 成田一正監修、司法書士法人トリニティグループ（2019）『民法相続法の改正が相続実務に及ぼす影響と対策』法令出版
- 橋本恭之・鈴木善充（2012）『租税政策論』清文社、p. 245.
- ピーター・スタイン、屋敷二郎監訳（2016）『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房

- 平田 厚 (2015) 『新しい相続法制の行方』 金融財政事情研究会
- 古川和典 (2019) 『改正相続法実務ハンドブック』 ぎょうせい
- G・W・F・ヘーゲル, 長谷川宏訳 (2013) 『法哲学講義』 作品社
- 本城武雄・緒方直人 (1988) 『親族法・相続法 [市民社会の法シリーズV]』 嵯峨野書院
- 前田陽一他 (2017) 『民法Ⅵ 親族・相続 第4版』 有斐閣
- 松原正明 (1994) 『判例先例 相続法Ⅰ—遺産分割—』 日本加除出版
- 松川正毅・窪田充見編 (2016) 『新基本法コメントール 相続』 日本評論社
- 松野民雄 (2016) 『民法概要 四訂版』 嵯峨野書院
- 水野忠恒 (2015) 『体系租税法』 中央経済社
- 水野紀子編 (2016) 『相続法の立法的課題』 有斐閣
- 宮原弘之 (2014) 『民法と相続法の接点』 大蔵財務協会
- 森山和夫他 (2017) 『社会学入門』 ミネルヴァ書房
- 柳 勝司編 (2016) 『家族法 [第3版]』 嵯峨野書院
- 山本進一他編 (1981) 『改訂親族法・相続法』 青林書院新社
- 我妻 榮他 (2020) 『親族法・相続法第4版』 勁草書房
- 我妻 榮 (2016) 『法律における理窟と人情』 日本評論社
- 我妻 榮他 (2013) 『民法3 親族法・相続法 第3版』 勁草書房
- 我妻 榮 (1970) 『民法研究Ⅰ 私法一般』 有斐閣
- 我妻 榮・有泉 亨 (1980) 『民法3 親族法・相続法』 一粒社
- 論文
- 阿部裕介 (2020) 「相続回復請求権論再考 相続財産権の見地から」『法学2019』第83巻4号, 東北大学, pp. 1-17.
- 米山 隆 (1996) 「相続回復請求権について—占有訴権, 物上請求権及び遺留分減殺請求権との関連において—」『奈良法学会雑誌』第9巻1号, pp. 1-41.